



平成 26 年 9 月  
東京税関

## 関税評価についての インターネットによる照会を ご利用ください

事前教示照会は、原則として、文書により行いますが、口頭（電話や税関の窓口）や電子メール（平成 26 年 6 月 1 日より）でも行うことができます。

◆電子メールによる照会は、簡易に関税評価の取扱いを確認したい場合ご利用ください。

◆電子メールによる照会のうち、一定の条件を満たすものについては、照会者が希望する場合、文書による事前教示に準じた取扱いへの切替えも可能です。



いつでも、会社やご自宅から直接関税評価の担当者へ問い合わせができます。ぜひご利用ください！

- ・仮定の事実関係に基づく照会や、判断に必要な説明や資料の提出がない場合等には、回答ができないことがあります。
- ・具体的な照会方法や要件等の詳細については、下記のリンク先をご参照ください。



参考 HP : E メールを利用した事前教示制度（関税評価）について  
[ [http://www.customs.go.jp/tokyo/content/hyouka\\_e-jizen\\_2.pdf](http://www.customs.go.jp/tokyo/content/hyouka_e-jizen_2.pdf) ]